政令第十四号

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第百号）の施行に伴い、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十三条並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十六年法律第二百六十六号）第十六条第三項及び第二十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第一条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第七条中「教育団一」を「混成団一」に改める。

第十二条の二中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十八条の二中「航空混成団一」の下に「、航空救難団一」を加える。

第二十八条の五中「航空救難団一、」を削る。

別表第七立川駐屯地の項の次に次のように加える。

座間駐屯地	相模原市

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「額）に」の下に「心身に著しい負担を与える飛行を行うものとして防衛大臣が定める」を加え、「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同項第三号中「百分の五十」を「百分の六十五」に改める。

別表第九イ中備考二を削り、備考三を備考二とし、備考四を備考三とし、備考五を備考四とし、備考六を備考五とし、備考七を備考六とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月二十六日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中防衛省の職員の給与等に関する法律施行令別表第九イの改正規定　公布の日

二　第二条中防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十二条第一項の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定　自衛隊法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年二月一日）

（経過措置）

2　ジェット機の乗員（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十一条の三第一項に規定する乗員をいう。次項において同じ。）に対する第二条の規定による改正後の同令（次項において「新令」という。）第十二条第一項の規定の適用については、前項第二号に掲げる規定の施行の日（次項において「第二号施行日」という。）から平成二十五年三月三十一日までの間においては同条第一項中「百分の八十を」とあるのは「百分の七十七・五を」と、「百分の六十五」とあるのは「百分の五十七・五」とし、同年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間においては同項中「百分の八十を」とあるのは「百分の七十八・七五を」と、「百分の六十を」とあるのは「百分の六十三・七五を」と、同号中「百分の六十五」とあるのは「百分の六十一・二五」とする。

3　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十一条の三第一項第三号に該当する乗員（ジェット機の乗員を除く。）に対する新令第十二条第一項の規定の適用については、第二号施行日から平成二十五年三月三十一日までの間においては同項第三号中「百分の六十五」とあるのは「百分の五十七・五」とし、同年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間においては同号中「百分の六十五」とあるのは「百分の六十一・二五」とする。

防衛大臣　小野寺五典
内閣総理大臣　安倍　晋三

府　令

○内閣府令第一号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する内閣府令

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の規定に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年一月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十九号。以下「規則」という。）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項ただし書中「収益の額」の下に「又は指定正味財産（移行の登記をした日の前日までに受け入れたものに限る。）から一般正味財産に振り替えることによって生じた収益の額」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この府令の施行前に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の整備等に関する法律第百二十一条第一項において読み替えて準用する同法第百六条第一項の登記をした移行法人の最終事業年度（一般社団法人である移行法人にあっては一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第二条第二号に規定する最終事業年度をいい、一般財団法人である移行法人にあっては同条第三号に規定する最終事業年度をいう。）に係る公益目的収支差額について、この府令による改正後の規則の規定に基づき算定した額がこの府令による改正前の規則の規定に基づき算定した額を上回るときは、当該上回る額については、当該最終事業年度の公益目的支出の額に加算することができる。

3　前項の規定による措置は、この府令の施行後三年以内に終了する事業年度に係る公益目的収支差額に限り、行うことができる。

省　令

○総務省令第三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十八条第三項及び電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）別表第二の規定に基づき、電気通信主任技術者規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年一月二十三日

総務大臣　新藤　義孝

電気通信主任技術者規則の一部を改正する省令

電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の一条を加える。

（試験を免除する場合の手数料）

第十六条の二　電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）別表第二の総務省令で定める額は、試験科目の全部について試験を免除する場合にあっては九、五〇〇円とし、試験科目のうちの一部の科目について試験を免除する場合にあっては一八、七〇〇円から試験を免除する試験科目の数に七〇〇円を乗じて得た額を減じた額とする。

第十七条中「前条」を「第十六条」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年二月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に申請の行われた電気通信主任技術者試験の手数料の額については、なお従前の例による。

○総務省令第四号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第七十二条第一項、第七十三条第二項において準用する同法第四十八条第三項及び電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）別表第二の規定に基づき、工事担任者規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年一月二十三日

総務大臣　新藤　義孝